

沼津市商工業振興事業補助金交付要綱

平成10年 5 月 1 日市長決裁

(趣旨)

第 1 条 市長は、商工業の振興に寄与する事業を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則(昭和62年沼津市規則第 4 号)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第 2 条 補助金の交付の対象とする団体及び当該事業は、別表のとおりとする。

(補助金)

第 3 条 補助金は、前条に規定する団体の実施する事業に係る経費の一部を助成するものとする。

(補則)

第 4 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則 (平成10年 5 月 1 日決定)

この要綱は、平成10年度分の補助金から適用する。

付 則 (平成11年 5 月19日改正)

改正後の要綱は、平成11年度分の補助金から適用する。

付 則 (平成12年 4 月18日改正)

改正後の要綱は、平成12年度分の補助金から適用する。

付 則 (平成13年 5 月 1 日改正)

改正後の要綱は、平成13年度分の補助金から適用する。

付 則 (平成14年 4 月22日改正)

改正後の要綱は、平成14年度分の補助金から適用する。

付 則 (平成15年 4 月15日改正)

改正後の要綱は、平成15年度分の補助金から適用する。

付 則 (平成16年 4 月16日改正)

改正後の要綱は、平成16年度分の補助金から適用する。

付 則 (平成16年 6 月 11日改正)

改正後の要綱は、平成 16年 6 月11日分から適用する。

付 則 (平成17年 4 月 8 日改正)

1 改正後の要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。

2 沼津市産業振興事業補助金交付要綱は、廃止する。

付 則（平成17年10月14日改正）

改正後の要綱は、平成17年10月14日分から適用する。

付 則（平成18年2月16日改正）

改正後の要綱は、平成18年2月16日分から適用する。

付 則（平成18年4月19日改正）

改正後の要綱は、平成18年度分の補助金から適用する。

付 則（平成18年11月16日改正）

改正後の要綱は、平成18年11月16日分から適用する。

付 則（平成19年4月25日改正）

改正後の要綱は、平成19年度分の補助金から適用する。

付 則（平成20年5月7日改正）

改正後の要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

付 則（平成20年7月10日改正）

改正後の要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

付 則（平成20年12月1日改正）

改正後の要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

付 則（平成21年2月27日改正）

改正後の要綱は、平成20年度分の補助金から適用する。

付 則（平成21年6月3日改正）

改正後の要綱は、平成21年度分の補助金から適用する。

付 則（平成22年4月1日改正）

改正後の要綱は、平成22年度分の補助金から適用する。

付 則（平成23年4月1日改正）

改正後の要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

付 則（平成24年3月19日改正）

改正後の要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。

付 則（平成24年6月1日改正）

改正後の要綱は、平成24年度分の補助金から適用する。

付 則（平成25年12月2日改正）

改正後の要綱は、平成25年度分の補助金から適用する。

付 則（平成26年 6 月 1 日改正）

改正後の要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

付 則（平成27年 4 月 1 日改正）

改正後の要綱は、平成27年度分の補助金から適用する。

付 則（平成28年 4 月 1 日改正）

改正後の要綱は、平成28年度分の補助金から適用する。

付 則（平成29年 4 月 1 日改正）

改正後の要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

付 則（平成31年 4 月 1 日改正）

改正後の要綱は、平成31年度分の補助金から適用する。

付 則（令和 2 年 4 月 1 日改正）

改正後の要綱は、令和 2 年度分の補助金から適用する。

付 則（令和 3 年 4 月 1 日改正）

改正後の要綱は、令和 3 年度分の補助金から適用する。

付 則（令和 4 年 4 月 1 日改正）

改正後の要綱は、令和 4 年度分の補助金から適用する。

付 則（令和 5 年 4 月 1 日改正）

改正後の要綱は、令和 5 年度分の補助金から適用する。

付 則（令和 6 年 3 月19日改正）

改正後の要綱は、令和 6 年度分の補助金から適用する。

付 則（令和 7 年 4 月 1 日改正）

改正後の要綱は、令和 7 年度分の補助金から適用する。

別表（第 2 条関係）

団体名	事業名
沼津商工会議所	沼津商工会議所運営事業
	沼津中小企業相談所運営事業
	中小企業支援センター運営事業
沼津市商工会	沼津市商工会運営事業
沼津市商店街連盟	沼津市商店街連盟運営事業
沼津たばこ販売協同組合	沼津たばこ販売協同組合運営事業
静岡県中小企業団体中央会	静岡県中小企業団体中央会運営事業
沼津高等職業訓練校	沼津高等職業訓練校運営事業
伊豆職業訓練協会	伊豆高等職業訓練校運営事業
沼津市物産振興協議会	沼津市物産振興協議会運営事業
沼津信用金庫	知的財産活用事業
沼津工業高等専門学校	静岡県東部テクノフォーラム開催事業
沼津狩野川かわまちづくり協議会	狩野川周辺にぎわい創出事業